

# 「南部町住宅新築リフォーム支援事業補助金」のお知らせ

## ○ 事業内容

町では、個人住宅を新築または住宅リフォームする方、南部町空き家バンクに登録した住宅をリフォームする方又は居住の用に供したことの無い新築の建売住宅を購入した方に対してその費用の一部を補助します。

※ 町外の方でも南部町に新築する場合や南部町空き家バンクに登録した住宅をリフォームをする方は対象となります。

## ○ 補助金申請期間

**申請受付期間：予算の範囲内で先着順で受け付けします。**

## ○ 補助対象者（以下の全てに該当する方が対象になります）

- ・平成31年4月1日以降に**南部町住宅新築・リフォーム支援事業推進協議会の登録事業者**と次の金額以上で工事契約又は売買契約をした方。
- ・平成32年3月19日までに実績報告を提出できる工事又は建売住宅の取得を実施した方。
- ・申請時に町の税金（町外の方は居住地の税金）を滞納していない方。

**新築又は建売住宅：1,000万円以上（税抜き）**

**個人住宅または空き家バンク登録住宅のリフォーム：30万円以上（税抜き）**

**被災住宅：5万円以上（税抜き）**

### ※ 対象となる工事費

- ・新築：門及び塀等の外構工事、別棟の車庫、物置の設置に係る工事費等を除いた額です。
- ・建売住宅：取得に要した額です。
- ・リフォーム：裏面別表に記載されている対象外の工事費を除いた額です。
- ・被災住宅：なお、**記載されていない工事についても補助の対象とならない場合があります**
- ・空き家バンク登録住宅：**ので、事前に十分ご確認ください。**

※ 町の他の補助事業（例：合併浄化槽補助金）で補助金交付の対象となる工事費は対象外になります。

## ○ 補助金の額

- ・新築の場合：**対象工事費（税抜き）の2%**を補助します（上限は50万円）
- ・建売住宅の場合：**取得費用（税抜き）の2%**を補助します（上限は50万円）
- ・リフォームの場合：**対象工事費（税抜き）の10%**を補助します（上限は20万円）
- ・空き家バンク登録住宅の場合：**対象工事費（税抜き）の12.5%**を補助します（上限は25万円）
- ・被災住宅の場合：**対象工事費（税抜き）の20%**を補助します（上限は30万円）

※ ただし、補助金額は**千円未満切り捨て**となります。

注：被災住宅とは、地震、洪水及び大雪等の自然災害により被災し、町から罹災証明書が発行される住宅です。

**ただし、平成31年4月1日以前に発生した自然災害は該当になりません。**

## ○ その他

- ・過去にこの事業で交付を受けている場合は、交付年度の翌年度から3ヶ年経過すれば再度申請することができます。例：平成27年度に交付を受けている方は今年度から申請できます。（被災住宅は災害毎に1回限り）
- ・申請方法や添付書類などの詳細は建設課までお問合せください。